

【中国】 深海海底区域資源探査開発法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2016年2月26日、国連海洋法条約に基づき、国家の管轄範囲に属さない深海海底区域の資源探査、開発活動及び環境保護等について定める法律が、中国で初めて制定された。

1 背景と経緯

最近の中国の海洋進出は、海洋調査活動や資源の探査・開発の面でも著しい。それは、中国が現在実現を目指している「海洋強国」に向けた重点的な取組の1つと位置付けられている。また、海底の鉱物資源は、国の持続可能な発展を保障するための資源確保という観点から、特に重要性が高いものと考えられている。

1994年に発効した国連海洋法条約は、深海底（いずれの国の管轄権も及ばない海底及びその下をいう。）及びその資源を人類の共同の財産と定めている。同条約の締約国は、深海底における資源の探査及び開発に関する同条約の規定の履行を確保するため、国内法を整備することが求められている。この国内法整備は、1996年に同条約を批准した中国にとっても課題となっていた。

国連海洋法条約に基づき、国家の管轄範囲に属さない海底区域の資源の探査及び開発活動等について定める深海海底区域資源探査開発法は、2013年から制定準備作業が始まった。2015年10月30日、全7章32か条から成る法案が第12期全国人民代表大会常務委員会第17回会議に提出され、第1回審議が行われた。その後、意見公募を経て、2016年2月24日、修正法案が同第19回会議に提出され、第2回審議の後、2月26日に可決、成立し、同日公布された（注1）。成立した法律は全7章29か条から成り、当初の法案より条数は減ったが、規定内容は拡充されている。施行日は2016年5月1日である。

なお、習近平政権の打ち出した「総合的国家安全観」に基づいて制定された国家安全法（2015年7月1日公布・施行）も、第32条において、国際海底区域（深海海底区域と同義）に対する平和的探査・利用の堅持、安全通行・科学調査・開発利用の能力増強、国際協力の強化、同区域での国の活動・資産等の安全維持を、国家安全維持の任務の1つと定めている。

2 法律の構成と主な内容

(1) 構成

第1章：総則（第1条～第6条）、第2章：探査、開発（第7条～第11条）、第3章：環境保護（第12条～第14条）、第4章：科学技術研究と資源調査（第15条～第18条）、第5章：監督・検査（第19条～第22条）、第6章：法的責任（第23条～第26条）、第7章：附則（第27条～第29条）。

(2) 立法目的

①深海海底区域における資源の探査・開発に関する法的規範の確立、②深海に関する科

学技術研究及び資源調査の推進、③海洋環境の保護、④深海海底区域の資源の持続可能な利用の促進、⑤人類の共通利益の維持の5項目を立法目的とする（第1条）。

(3) 適用範囲

中国の国民及び法人その他の組織（以下「法人等」）が行う深海海底区域の資源の探査・開発並びに関連の環境保護、科学技術研究及び資源調査活動について、この法律が適用される。また、深海海底区域とは、中国及びその他の国の管轄範囲に属さない海底及びその下をいう。（第2条）

(4) 基本原則

深海海底区域における資源の探査・開発は、平和利用、協力・共有、環境保護、人類の共通利益の維持を原則とし、国は、同区域において資源の探査・開発及び調査活動を行う中国の国民及び法人等の正当な権利利益を保護する（第3条）。

(5) 国家計画等の策定

国は、深海海底区域の資源の探査・開発に関する計画を策定し、また、経済的・技術的な政策及び措置を講じて、深海関連の調査研究の振興及び資源開発や海洋環境保護の能力向上を促す（第4条）。

(6) 国際協力の推進

国は、深海海底区域の資源の探査・開発並びに関連の環境保護、資源調査、科学技術研究及び教育・研修等について、国際協力の実施を奨励し、支持する（第6条）。

(7) 探査・開発の申請と実施

中国の国民及び法人等は、深海海底区域の資源の探査・開発について国際海底機構に申請を行う前に、国务院の海洋主管部門（国家海洋局）に申請を行わなければならない（第7条）。

国务院の海洋主管部門は、申請者の提出書類を審査し、国家利益に合致し、かつ、資金、技術、装備等の条件を備えている者に対し、60日以内に許可を与えなければならない。許可を得た申請者は、国際海底機構と探査・開発契約に調印し、請負事業者となって初めて、探査・開発活動に着手することができる。（第8条）

探査・開発の請負事業者は、契約の履行義務を負い、作業員の安全を保障し海洋環境を保護しなければならない（第9条）。

(8) 環境保護

探査・開発の請負事業者は、合理的かつ実行可能な範囲内で、利用可能な先端技術と必要な措置により、探査・開発区域における活動が海洋環境に及ぼす汚染その他の危害の防止、低減及び制御に努めなければならない（第12条）。また、海洋環境モニタリングを実施してそのデータを保存し（第13条）、海洋における生物多様性の保護及び海洋資源の持続可能な利用の維持にも努めなければならない（第14条）。

注（インターネット情報は2016年3月16日現在である。）

(1) 「中华人民共和国深海海底区域资源勘探开发法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201602/20160200480300.shtml>>